

大田市告示第56号

大田市こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児全戸訪問事業）実施要綱（平成21年大田市告示第57号の11）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

大田市長 楫野弘和

第4条を次のように改める。

（訪問者）

第4条 訪問者は、保健師、助産師、看護師及び大田市母子保健推進員とする。

2 訪問者は、訪問の目的、内容等について、必要な研修を受講する。

第5条を削る。

第6条（見出しを含む。）中「訪問担当者」を「訪問者」に改め、同条を第5条とする。

第7条を第6条とする。

第8条中「訪問担当者」を「訪問者」に改め、同条を第7条とする。

第9条（見出しを含む。）中「訪問担当者」を「訪問者」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とする。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。